

起因物、事故の型：手工具 - はさまれ巻き込まれの死傷災害発生事例（2017年）

| 2017年発生月 | 時間 | 死傷災害発生事例 | 年齢 | 業種小コード | 労働者規模 |
|----------|-------|--|----|--------|---------|
| 1 | 16~17 | 自社置場において、置場整理のため定規（木材）の釘を抜いていた所、誤ってハンマーで右母指を叩き負傷した。 | 24 | 30109 | 10~29 |
| 1 | 11~12 | 地下鉄車両の連結部棧板のヒンジのシム調整作業中、わりピンを抜くため、わりピン下部に位置していた穴にピン抜きを刺し、ハンマーでピン抜きを叩いていた際、ピン抜きが跳ね返り、左人差し指先をピン抜きと棧板の受金に挟まれた。 | 64 | 40101 | 100~299 |
| 1 | 16~17 | 作業現場において、クレーン車で木を支えながら木を伐採していたところ、コードリールの線に枝が接触して線が切れた。焦って修理をしようとして、重さ7kgのコードリールを落としそうになり、とっさに受け止めようとして、修理台にしていたアウトリガーとコードリールの上に左手人差し指を挟んでしまい、靭帯を負傷した。 | 50 | 170209 | 30~49 |
| 2 | 9~10 | 給水設備工事に付随する道路補修工事中、同僚の操作する小型ユンボの近くで、バケットの操作し易いように、スコップで付近を均していた時、バケットが左手に持っていたスコップに当たり舗装部分とスコップの柄との間に小指が挟まれて骨折した。 | 37 | 30110 | — |
| 2 | 16~17 | 園庭で枕木を設置中、枕木を支えていた手に他作業員が、セットハンマーを誤って振り落とし左手人差し指に当たり骨折した。 | 56 | 30202 | — |
| 2 | 11~12 | クレーン作業時に必要となる足場を作成中、H鋼をバールで、てこの原理で持ち上げようとした瞬間、バールが外れてしまいH鋼（12mm）が落下し | 70 | 30201 | 10~ |

| | | | | | |
|---|-------|--|----|--------|-----------------|
| | | 左中指先端が挟まれ損傷した。 | | | 29 |
| 2 | 14~15 | 駅間の軌道内で支持物基礎掘削に伴う木矢板打ち込み作業を行っていた。前日までは手打ち道具で打ち込みしたが効率が悪いいためハンマードリル工法に変更した。この時、木矢板天端にセットした専用金具がハンマードリルの振動に耐えられず破損し、木矢板から外れ、ハンマードリルが滑り落ちて、ハンマードリルの取っ手金具と木矢板天端で左手親指を挟まれた。 | 34 | 30104 | — |
| 2 | 9~10 | 営業所のバス駐車場でホイールナットを締めるためにナットボックスを被せてその上にトルクレンチ（L字型のパイプ）をはめて、下へ押した。力を入れた時ナットボックスが、きちんと被さっておらずトルクレンチが外れた。その弾みで地面（アスファルト）とトルクレンチの間に指先を挟んだ。 | 56 | 40202 | 50 ～ 99 |
| 3 | 20~21 | 自社工場内において、ハンマーを使って鉄板を伸ばす作業をしていたところ、鉄板を押さえていた左手小指を誤ってハンマーで叩いてしまい負傷した。その後も就業を続けていたが、患部にばい菌が入り手術が必要となった。 | 36 | 11701 | 50 ～ 99 |
| 3 | 15~16 | 被災者は、当社で機密書類破碎減容処理作業補助業務に従事していた。減容機の停止に伴い（休憩のため）出口に残っている解かれた紙が乾いて詰まってしまうのを防ぐため、バールで取り除こうとしたところ、バールと出口の金具の間に右手中指を挟み負傷した。 | 32 | 170101 | 100 ～ 299 |
| 3 | 16~17 | 当社工場内に於いて、アングルを切断する作業をしているときに、鋼材を万力で締めていた時に誤って鋼材と万力の板との間に左手親指が挟まり負傷した。 | 34 | 11209 | 1～ 9 |
| 3 | 13~14 | ボーリングマシンで温泉掘削中、ロッド追管作業（ロッドを右手で押さえ左手でバイブレンチを持ち締める）をしている際、ロッドを支えているH鋼がずれ、体勢が前のめりで崩れ（体重が下に掛かる）、バイブレンチを持ったままH鋼に左手を着いてしまい負傷した。 | 38 | 30199 | 10 ～ 29 |
| 3 | 19~20 | メッキ加工を終了し、分離機に付着した亜鉛をハンマー（80cmほどの長さ）で叩いて除去作業中、ハンマーで分離機を叩こうとした際に誤って分 | 39 | 170101 | 50 ～ |

| | | | | | |
|---|-----------|---|----|-------|-----------------|
| | | 離機で右手を打ってしまい、右手を負傷した。 | | | 99 |
| 3 | 13~14 | 本社工場加工場で、手押しカンナ盤を使用し1m40cm位の材木を加工している際、途中で引っ掛かったので手前に引っ張ったところ、木材が跳ねてその拍子に手袋が刃に巻き込まれ、慌てて手を引いたが左手小指先を怪我してしまった。 | 24 | 10401 | 10 ~ 29 |
| 4 | 3~4 | 受傷者は、工場AMSラインの切粉搬出用のスラッジコンベア異常の連絡を受け、一人で現場に向かった。4レーンがスプロケットから脱線しているのを確認し、電源をOFFし、安全カバーを外して隣のマシンに立てかけた。外れたチェーンをバールで引っ掛けて、スプロケットに戻そうとしたとき現場は狭く、体勢は中腰に近かった。バールがチェーンから勢いよく外れた際に体重をバールにかけていたこともあり、立てかけてあった安全カバーとバールとの間に右手小指を挟んだ。 | 40 | 11502 | 500 ~ 999 |
| 4 | 10~ 11 | 現状回復工事において木製の棚（1.7m程度）を解体していたところ、右手に持っていたバールと横にあったスチール製の什器との間に左手、第2、3指を挟んだ。 | 26 | 30209 | 30 ~ 49 |
| 4 | 9~ 10 | 製造現場でフルーツの1号缶のフタを電動缶切機で開けた時、金属粉が落ちる可能性があるためその金属粉を除去しようと8000ガウスの棒状マグネットを自分の右側に置いてあったカゴの中から取り、フルーツの中をかきまぜて、元のカゴの中へ自分の感覚でカゴの中を確認せずに戻した。取った時にはなかった柄の付いたマグネットがカゴの中に入っていることに気づかず、置いた瞬間に引き合い、間に右中指を挟まれて負傷した。 | 45 | 10103 | 100 ~ 299 |
| 4 | 16~ 17 | 社屋の作業場で、木材に釘を打っていた所、手が滑って誤って金槌で指を強く打ってしまった。 | 30 | 30209 | 1~ 9 |
| 5 | 9~ 10 | 作業場で木材組立て作業中に中間がハンマーをおろした時、ハンマーで手を叩いてしまった。 | 37 | 30202 | 1~ 9 |
| | 16~ | 加工課にて住宅のベランダ用のL字型手すりを組み立てる際に、ハンマーを使用して手すり材へアタッチメントをはめ込む作業をしている時、右手 | | | 100 |

| | | | | | |
|---|-----------|---|----|--------|-----------------|
| 5 | 17 | でハンマーを持ち、左手で製品を押さえて叩かなければならない作業で、両手をクロスして作業を行った為、ハンマーと左手が接近した状態だった。その際、誤って左手の小指をハンマーで叩いてしまった。 | 27 | 170101 | ～ 299 |
| 5 | 9～ 10 | 型枠を解体中、バールを掛矢でこじて取ろうとしたが、誤ってバールの上に手がのって、掛矢で叩いてしまった。 | 73 | 30199 | 30 ～ 49 |
| 5 | 9～ 10 | ベンダー2号機にて作業中、1工程目の曲げ加工終了後、通常は左手でパイプを抜いて2工程目に移るところを、災害時は芯金が戻らず、パイプがなかなか抜けなかった。その時に2工程目の曲げ用治具が動いてきたため、パイプを持っていた手と治具との間に左手小指を挟まれ負傷した。 | 20 | 11502 | 30 ～ 49 |
| 6 | 11～ 12 | 木造家屋解体現場で、足場パイプ打ち込み工事中に、単管を大ハンマーで二人で打ち込む作業をしていた時に、保持していた者がストップの声をかけて一度向きを調整しようとして、指をパイプの上に掛けてしまい、打ち手も既に打ち込みのために振りかぶっていたため止めることができず、指を直撃してしまい負傷した。 | 50 | 30202 | 1～ 9 |
| 6 | 18～ 19 | 派遣先事業所にて、軽ワンボックスの後輪タイヤを取り外し、ハブベアリングを引き抜く作業をスライディングハンマー（重さ5kg、鉄製）を使用して行っていた。その際、ハンマーを握っていた右手の小指を、ハンマーとグリップのつばの部分の間に挟み負傷した。 | 47 | 170101 | 300 ～ 499 |
| 6 | 18～ 19 | 当社店内で、受け入れた派遣労働者が、自動車の後輪タイヤを取り外し、ハブベアリングを引き抜く作業をスライディングハンマー（重さ約5kg）を使用して行った時に、ハンマーを握っていた右手の小指を、ハンマーとグリップのつばの部分の間に挟んで骨折した。 | 47 | 80202 | 10 ～ 29 |
| 6 | 1～2 | 夜間水道工事切替作業時、既設管を切断後、バールを使ってその管を外す際、バールが滑り、バールと単管ジャッキの間に右手薬指を挟み負傷した。 | 38 | 30110 | 1～ 9 |
| 6 | 18～ | 金型整備作業において、組み込み部分のパーツを取り外す作業として、ハンマーの代わりに銅製の棒にて該当部を叩いていた際、右手小指を銅製の | 22 | 11102 | 50 ～ |

| | | | | | |
|---|-------|--|----|-------|---------|
| | 19 | 棒と金型の間挟んだため、小指先端を断裂し負傷したものである。 | | | 99 |
| 6 | 10~11 | 工場内で車検整備中、左足周りのキングピンにサビがあり、キングピンを固定しているクサビボルトを取り外そうとしていたら、ボルトが固着していたため、電動ドリルを使い、ボルトを削り取る作業中、ドリルの刃が噛み込み、その反動で電動ドリル自体が逆転してしまい、握っていた左手が回されて指が離れなかった。そのため、指が曲がったままだったので折れしまった。 | 49 | 11701 | 1~9 |
| 7 | 10~11 | ビニールで梱包されたダンプラシートを加工するために、開封の際にカッターの刃をダンプラシートの溝にしっかりと入れていなかったため、刃がずれてしまい、右手中指を切ってしまった。 | 32 | 10805 | 50~99 |
| 7 | 15~16 | フロア張り作業中誤って自分の左人差し指を玄翁で叩いてしまった。翌日朝、痛みが増してきた。骨折により1週間の自宅療養。 | 23 | 30202 | 50~99 |
| 7 | 7~8 | 作業にとりかかり麺帯を運んでいる時、背後のドアを開けられて背中を押される格好になり、体が動いた際、麺帯を巻いた軸を握った手（左）がカベとの間挟まれて圧力で手のひらを創傷してしまった。 | 67 | 10109 | 100~299 |
| 7 | 10~11 | 電柱置場に於いて、電柱をおろす作業をする際ユニックにワイヤロープをかけておろすため、外側の電柱をバールを使用して、すき間を空けようとした。歯止めを施し、バールを抜いた時電柱が転がり、右手甲に乗り負傷した。 | 52 | 40301 | 10~29 |
| 7 | 13~14 | 道路改良工事現場においてU字構設置作業中。U字構の高さを調整するのに、労働者Aと各々U字構の上にサンギを置き、それを叩いて作業をしていたが、労働者AのサンギがU字構の上から、転がりそうになったので、止めようと手を出してしまい、左手中指、薬指を叩かれ負傷する。 | 44 | 30106 | 1~9 |
| 7 | 8~9 | 被災者は社内でスタンプハンマーを操作し、素材を掴む道具「はし」を使用して型打作業を行っていた。「はし」を開閉しやすくするために、人差し指を「はし」の柄に軽く引っ掛けて持ち、作業をしていたが、指が滑っ | 40 | 11209 | 30~ |

| | | | | | |
|---|-----------|---|----|--------|-----------------|
| | | て、2本の柄の間に入ってしまった。そのタイミングで素材と一緒に、誤って「はし」の先端を同時に金型で打撃してしまい、指を挟んで負傷した。 | | | 49 |
| 7 | 9～ 10 | 工場内仕上げ場にて鑄造作業中、型枠より製品を取り出すために型ばらしを行っていた。その際、ハンマーで型枠を叩いて分離させるところ、誤って型枠でなく、自分の左手を叩いてしまい、骨折した。 | 20 | 11002 | 1～ 9 |
| 7 | 14～ 15 | 機械上で、型締め部の吊りピースの取り外し作業中、油圧トルクレンチを使用していた際、六角レンチが滑り、油圧レンチの反力受けと吊りピースの間に右環指をはさまれ受傷した。 | 24 | 30302 | 1～ 9 |
| 7 | 11～ 12 | 2階製造部作業場にて、ウレタン加工時に右手にドリル、左手でウレタンを押さえて作業していた。通常作業ではなくイレギュラーな作業だったこともあり、特に安全装置などがなく、電動ドリルを誤って左手小指に干渉させてしまった。 | 51 | 11301 | 30 ～ 49 |
| 9 | 10～ 11 | 現場内において、測量用杭（タルキ）打ち作業中、被災者が杭を押さえ、同僚が掛矢で杭を打っていた処、誤って押さえていた杭の天端に右手を置いてしまい、同僚が振り下ろした掛矢が右手指示付近に当たり、負傷したものである。 | 59 | 30309 | 1～ 9 |
| 9 | 13～ 14 | 市内の道路上において、植栽復旧工事の丸太支柱打ち込み際、大型木づちが振り下ろされたときに丸太を支えていた作業員が杭の上に手を挙げてしまい、木づちに右手をたたかれた。 | 77 | 30199 | 1～ 9 |
| 9 | 14～ 15 | 汚染区域下処理の流し台のシンクにまな板をのせて包丁でレタスを切っていた時、まな板の設置が不安定でシンクに落ちてしまい、その際に包丁で指を深く切ってしまった。 | 21 | 130201 | 100 ～ 299 |
| 9 | 10～ 11 | 被災者は、解体工事現場で、解体工事のための杭打ち作業を行っていたとき、杭を打ち込むためのハンマーを振り下ろした際に打ち損じてしまい、ハンマーの柄を握っていた右手の人差し指を杭の頭で挟んでしまい負傷した。 | 24 | 30309 | 10 ～ 29 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|----|-----------|--|----|--------|---------------|
| 9 | 11～ 12 | トラックエンジンセミオーバーホール作業中、車両下部において、エンジンコンロッドを締めつけたところ、コンロッド取り付けナットからボックスが外れ、握っていたトルクレンチとともに勢いよく手がシャシーフレームの方向へ飛ばされ、フレームの間に右手薬指が挟まり受傷した。 | 32 | 80202 | 30 ～ 49 |
| 9 | 9～ 10 | 駅地下通路で、エレベーター設置に伴う仮囲い（軒天）を構築作業中、軒天の固定を行う為に天井にビスの穴を削孔しハンマーを振り上げ打設していた時、保護手袋をしていない状態で振り上げた手を軒天に打ちつけ、右手の甲を負傷した。 | 53 | 30201 | 1～ 9 |
| 9 | 13～ 14 | 工場内で木材の加工中クランプではさまれ、左手人差し指を負傷した。 | 61 | 10501 | 10 ～ 29 |
| 10 | 11～ 12 | 派遣先事業所の工場内において、トレーラーの荷台床補修作業を実施していた際、床板を全てはがして、フレームとケタの状態で作業中、本来は足場板をかけ、固定をした上で作業を行うところ、固定をせずに左手に工具を握ったままの状態です場板の上を歩き、バランスを崩し落下した。約1m弱の高さの為、両足は着いたが、工具を握ったままの左手を落下した際にフレームに強くぶつけてしまい、フレームと工具の間に左手を挟む様な状態となってしまい負傷した。 | 20 | 170101 | 50 ～ 99 |
| 10 | 11～ 12 | 工場内においてトレーラーの荷台床補修作業を実施していた際、床板を全てはがしてフレームと桁のみの状態で作業中、本来は足場板を固定した上で作業を行うところ、固定せずに左手に工具を持ったまま移動し、バランスを崩して落下した。1m程度の高さの為、両足で着地したが、工具を握ったままの左手をフレームに強くぶつけてしまった。その際に左手薬指と小指がフレームと工具の間に挟まれ骨折した。 | 20 | 11701 | 50 ～ 99 |
| 10 | 11～ 12 | 被災者は、当社工場内において、陸上競技用マット（走り棒高跳び用）を製作中、マットの接続用ベルト（長さ40cm、幅6cm）の端に折り目をつけようと左手示指で押さえ、プラスチック製重さ550kgのハンマーで叩こうとしたところ、誤って指に当たってしまい負傷した。 | 46 | 10309 | 1～ 9 |

| | | | | | |
|----|-----------|--|----|--------|---------------|
| 10 | 14~ 15 | 大型トラックにて、鉄板（1m×8m×1804kg×15枚）の搬送中、バランスの悪さと振動により荷崩れを起こしたので、道路脇に停車して荷台上で台木にバールを添えて鉄板を移動させようと力を入れた時に、バールが滑って右手第四指を台木との間に挟んで負傷したものの。 | 48 | 40301 | 10 ~ 29 |
| 10 | 15~ 16 | ヤード内において振レ止めケーシング（φ600）を0.2?BH排土板に装着するためにハンマーにて打撃押し込みする際、右手人差指がハンマーを空打ちし、排土板に打ちつけ裂傷した。 | 23 | 170209 | 1~ 9 |
| 11 | 15~ 16 | 事業所第2工場機械室の鶏糞を掻揚げベルトコンベアのベルトが片側に寄ってきたので、修復しようとしてバールにてローラー周辺へ鶏糞を取り除いていた時、バールがローラーに巻き込まれコンベアフレームとバールの間に指が挟まれ骨折した。 | 42 | 11709 | 10 ~ 29 |
| 12 | 9~10 | 工場内において、ステンレスの曲げ作業をしている際、誤って右手第2指の先端部をハンマーで叩いてしまい、受傷したものである。 | 21 | 11209 | 1~ 9 |
| 12 | 13~14 | 工場内で年末の片付け中、スクラップ廃棄する配管の付属バルブを取り外していた時、ボルトが共回り状態になったので、ナット側にスパナを掛けて定盤につかえ固定をし、ボルト側にメガネスパナを掛けて緩めようと力を入れたとたんに固定していたナット側のスパナが外れ、ス力をくらった勢いでメガネスパナを握っていた右手を定盤にぶつけてしまい、右手の指先をスパナと定盤で挟む状況となり負傷してしまった。 | 56 | 30203 | 10 ~ 29 |
| 12 | 8~9 | 井戸水ポンプを解体中、本体とパイプを外す作業をしていたところ、上部接続部をパイプレンチで外したとき、自重でパイプが落下し、固定用バイス・レンチ・パイプの間で支えていた両手を挟まれた。 | 47 | 11203 | 50 ~ 99 |

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html